平成２９年（フ）第３９１号
堺市北区長曽根町1180番地15　シャイン金岡413号、開始決定時の住所堺市北区長曽根町1179番地３　（Ｋ棟35号）
破産者　小畑　康平
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
堺市堺区榎元町３丁２番８号　加賀ハイツ301号
破産者　奥出商事、羅臼海産物商店堺ますだこと　奥出　正人
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
大阪府高石市取石２丁目33番23号
破産者　堀田　孝一
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
兵庫県芦屋市川西町15番19号　101号
破産者　松岡　　優
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８３号
奈良県葛城市西室149番地１、前住所奈良県葛城市笛堂323番地３
破産者　大吉こと　吉川　清文
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
和歌山県東牟婁郡串本町上野山218番地
破産者　梅野　光児
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第３９号
和歌山県田辺市下川下1708番地　19―１、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町1405番地の７
破産者　惠中登美子
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第７５号
鳥取県八頭郡八頭町南３番地２
破産者　朝倉　　誠
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
岡山県津山市川崎118番地
破産者　彦坂　晴美
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７９号
岡山県津山市野介代31番地　ニッシンハイツ103号、前住所岡山県津山市横山1204番地２
破産者　髙山真由美
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第７２７号
広島市安佐南区東野１丁目13―10　スカイシティ403号、住民票上の住所広島市中区十日市町２丁目１番25―605号
破産者　河野　吉広
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８７号
広島市安佐北区真亀３丁目１番１―408号
破産者　久保　公香
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田102番地12、旧住所山口県周南市清水２丁目６番18　ＲＸＰＡＲＫＳＩＤＥ新南陽306号・東京都日野市豊田３丁目32番地の３　ベルジュハイツ403・山口県周南市大字下上1558番地の１ハーベスト下上Ⅱ―201
破産者　瀧下　幸太
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
大分県中津市大字東浜702番地１
破産者　繁田　政豊
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第５０８４号
東京都品川区大崎４丁目５－４
破産者　黒田　　隆
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０１７号
東京都北区西ケ原４丁目31－５
破産者　関谷　行洋
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２３９号
東京都新宿区下落合３丁目20番３号
破産者　株式会社小泉直哉商店
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９５号
東京都荒川区南千住４丁目７－３―1003
破産者　神崎　彰夫
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３４号
千葉県柏市藤心１丁目24―２
破産者　保坂　和央
1　決定年月日　平成30年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十五種郵便物認可　年三月三十一日